長崎県発注の建設工事における系列会社の同一入札への参加制限について

平成 18 年 3 月 24 日 17 監　第 544 号
平成 21 年 3 月 26 日 20 建企第 863 号
最終改正　平成 22 年 11 月 2 日 22 建企第 415 号

１．実施事項

入札の適正さが阻害される恐れがある一定の関係（資本的関係、人的関係）にある複数の者（「系列会社」）の同一入札への参加は認めないこととする。

同一入札に参加する複数の者の関係が、２に掲げる系列会社の基準に該当する場合には、４に掲げる取り扱いを行うものとする。

２．系列会社の基準

１）資本的関係

以下のいずれかに該当する二者以上の場合。

①親会社と子会社（旧商法(平成１７年改正前)第２１１条の２第１項及び同条第３項若しくは会社法施行規則第３条に規定する親会社、子会社をいう。以下同じ。）の関係にある場合

（※会社Ａが他の会社Ｂの総株主の議決権の過半数を保有している関係にある場合、会社Ａは会社Ｂの親会社であり、会社Ｂは会社Ａの子会社となる。）

②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

２）人的関係

一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合（但し、監査役を除く）

３）複合的関係

上記、１）２）が複合して該当する二者以上の場合。

３．公告等への記載

入札公告共通事項書に、「入札公告の日から落札決定の日までの間において、入札に参加する者の間に一定の系列関係がないこと」を競争参加資格要件として記載する。又、入札公告及び入札執行通知書に、同系列会社の基準に該当する複数の者のした入札は無効とする旨を記載することとし、入札に関する条件として明示するものとする。

４．該当する場合の取り扱い

１）競争参加資格の確認、競争参加資格不適格の決定及び、入札無効等に関する取扱い

事前審査型入札においては、一般競争入札実施要綱第１２条第２項に基づく競争参加資格確認通知書により、競争参加資格がない旨の通知を行い、入札参加を規制する。尚、同通知後から落札決定までの間で、新たに同系列会社の基準に該当することとなった場

合は、同要綱第２４条第１項に基づき、その者のした入札を無効とする。

同様に、事後審査型入札においては、同要綱第２１条第２項に基づく競争参加資格要件不適格通知書により、競争参加資格がない旨の通知を落札候補者に行い、その者のした入札を無効とする。

ただし、同系列会社に該当する者が、基準に該当する事に気づき、一者を除く全てが入札に参加しない（事前審査型入札は競争参加資格確認申請書の取下げ、事後審査型入札は入札参加申込書の取下げ又は入札不参加）場合には、残る一者の入札は無効とはしない。

共同企業体の場合、系列関係がある会社同士が、互いに別の共同企業体の構成員同士である場合は、いづれか１企業体のみの入札参加とする。（系列関係がある会社同士が、同一の共同企業体に含まれている場合は、入札参加可能。）

また、系列会社の関係にある入札参加希望者が、本通知を遵守する目的で辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、談合と解さない。

２）指名停止に関する取り扱い

前記３に違反して、虚偽等により入札を行い、落札に至った者及びその入札に参加した同系列会社に該当する者は指名停止措置の対象とする。

５．系列会社に関する有資格業者からの照会・確認への対応について

１）有資格業者から自らの入札参加資格に関し、系列会社としての該当・取扱い状況について、各発注機関に照会・確認があった場合は、当該者の関係するデータについてのみ、閲覧方式又は文書により回答するものとし、電話による回答は行わないものとする。

２）閲覧の際は、当該者の身分証明書又は名刺等により所属・役職を確認したうえで、閲覧に供するものとする。

６．系列関係に変更を生じた場合の取り扱い

有資格業者が系列関係に変更（新規該当、非該当、届出内容の変更）を生じた場合は、速やかに「系列会社についての変更届出書」を記入の上、土木部建設企画課あて、書面にて届け出ることとする。

７．適用日

本取扱いについては、平成１８年４月１日以降に入札公告又は執行通知を行う入札から適用する。

本取扱いについては、平成２１年４月１日以降に入札公告又は入札執行通知する建設工事から適用する。

本取扱いについては、平成２３年４月１日以降に入札公告又は入札執行通知する建設工事から適用する。